

平成28年10月1日

特定ラジオマイク機器取扱販売店 各位

一般社団法人

特定ラジオマイク運用調整機構

### 特定ラジオマイク機器（送信機）を販売される際のお願い

日頃より特定ラジオマイクのクリアな運用環境の維持にご理解を賜りありがとうございます。

免許制の業務用ワイヤレスマイクである特定ラジオマイク（送信機）を販売される際には、以下の点につきましてご協力をお願い致します。

- 特定ラジオマイク（送信機）を使用するには、総務省の無線局免許の取得と他ユーザー様との混信・障害回避のための運用調整（当機構への加入）が必須です。該当する機器を販売される際には、お客様へその旨の説明や店頭表示・Web サイト上などへの明示をお願い致します。

※ 無免許で特定ラジオマイクを使用した場合、電波法違反として処罰（1年以下の懲役、または100万円以下の罰金）の対象となり得ますのでご注意ください。

<表示例> 特定ラジオマイクを使用するには、（一社）特定ラジオマイク運用調整機構への加入と無線局免許の取得が必要です。

- 特定ラジオマイク（送信機）を購入されたお客様には、下記の当機構免許担当まで必ずご連絡して頂くようお願い下さい。ご入会や無線局免許取得などにつきまして、ご案内させていただきます。

<連絡先> （一社）特定ラジオマイク運用調整機構 免許担当  
電話：03-5273-9806 FAX：03-5273-9808  
Eメールアドレス：[office@radiomic.org](mailto:office@radiomic.org)  
Web サイト：<http://www.radiomic.org/>

- 特に中古機器を扱う業者様につきまして、中古の特定ラジオマイク（送信機）を買い入れる際には、無線局免許が廃止済みのものであるかをご確認下さい。廃止されていない場合、当該中古機器を購入されたお客様が無線局免許を取得できなくなる恐れがあります。

※その他、ご不明な点がありましたら、当機構免許担当までお問い合わせ下さい。